

令和2年度 第1回京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者選定部会

1 開催日時

令和2年11月25日（水） 午後2時から午後3時まで

2 開催場所

京都市消防局本部庁舎 7階 作戦室
(京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2)

3 出席者（敬称略）

部会長 後藤 直正

副部会長 山本 芳華

委員 高松 令子

〃 宮川 恒

〃 吉田 富美

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長 篠崎 史義

〃 食品安全係長 野村 剛

〃 食品安全担当 高尾 恭平

〃 〃 浅野 彩華

4 次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の応募資格及び評価等に係る基準（案）について

イ 京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定方法等（案）について

(3) 閉会

5 会議録

(1) 京都市食品衛生責任者養成講習会制度の見直し

参考資料により事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

近隣の自治体はどのように養成講習会の実施事業者を決めているのか？

●事務局

把握している限りでは、公募により実施事業者を決定している自治体はない。

○委員

他自治体はどのような方法で養成講習会の指定を行っているのか？ また、自治体として講習内容の適正はどのように確保しているのか？

●事務局

養成講習会の実施を事業者に委託している自治体もあれば、事業者を指定している自治体もある。

しかし、京都市のように第三者機関の審議を踏まえ応募資格や評価基準等を決定したり、実施事業者を公募している自治体は全国でも京都市以外にないと認識している。

○委員

京都市の養成講習会では現在、受講料を徴収しているのか？

●事務局

徴収している。近隣自治体であれば、1万円前後で設定されている。
適切な受講料を設定しているか、ということも審査項目に設定することを検討している。

○委員

要するに申請者からは、講習内容に関する資料に加え、受講料に関する資料も提出される、という認識で良いか。

●事務局

そのように予定している。

○委員

公募の経緯については、「公平性・透明性の確保」と「受益者負担の適正化」の2点が挙げられていた。事業者の選定にあたっては、当然、公平性・透明性が確保されるべきであり、そのためにも第三者機関が評価を行うことは必要であると思う。また、財政的な観点から考えても、受益者負担の適正化を行うことも大事であろう。

他に御質問等はよろしいか。

○一同

なし。

○委員

では、事務局には次回の審議会でも先ほどの説明をお願いします。

- (2) 京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の応募資格及び評価等に係る基準（案）について資料1及び資料2により、また、京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定方法等（案）について資料3により事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

講習会の実施方法は、必ず対面で行わなければならない法令上の決まりはあるのか？
eラーニングのような方法も可能とするのか？

●事務局

食品衛生責任者養成講習会については、必ず対面で行わなければならないという規定はなく、国からもeラーニングを活用することも可能であるとの通知が発出されている。実際、全国的に講習会を請け負っている食品衛生協会については、日本食品衛生協会がeラーニングの導入を検討されているようである。ただし、講習方法の最終判断は、食品衛生協会の各支部に任されているようだ。食品衛生協会以外の事業者がどのような動きになっているかは、存じ上げていない。

○委員

eラーニングを活用した場合、ネット環境が整っていない等の事情で講習を受けられない人が一定数でてくるかと思う。eラーニングを活用する場合、それらの人々への対応も考える必要があるかと思う。

●事務局

国によると、あくまですべての講習会をeラーニングに、という意味ではなく、eラーニングの活用も検討し、対面での講習会と併用するのも可能、という意味である。受講者の希望に合わせて選択できるようにしていくのがよいかと思う。

○委員

京都市としては、対面形式とeラーニングの併用も受け入れる予定ということで良いか？

●事務局

講習会の実施方法を決めるのはあくまで事業者であり、eラーニングであっても対面であっても、内容が適切であればその講習会を指定する。

●事務局

応募の条件として、講習会の実施方法を規定する予定はないが、選定の際は、実施方法も含め、総合的に議論いただければと思う。eラーニング自体は排除すべきものでもない。ただし、ネットを使えない方も一定数いらっしゃるため、対面式の講習もあった方が良いと思う。事業者が提案してくる内容を見て最終ご判断いただければと思う。

○委員

講習は年に何回くらい行っているのか？

●事務局

例年、大体20回程度の開催で、約2000人強の受講者がいる。

○委員

評価の仕方についてであるが、各小項目を評価する際、「優れている」や「劣っている」という判断は、内容で評価するのか、実績値で評価するのか？

●事務局

公募の際は、各小項目に対応する書類を事業者に提出いただく。委員の皆様にはその書類の内容に基づき、審査を行っていただくことになる。

委員の皆様には事前に書類を送付するので、そちらである程度採点をしていただいた後、申請者からのプレゼンテーションや質疑応答の内容を受け、委員の皆様で話し合っって評価点を補正していただく予定である。

○委員

評価点の基準について、2点が「特に優れている」、1点が「普通の基準又は最低限は満たしている」という記述になっているが、1点と2点で基準に差がありすぎでは、と思う。「特に優れている」と書かれると、採点の際に2点を付けづらく、点数の差が付きにくいのではないか。「特に優れている」という表現を「優れている」に変えてはどうか？

○委員

選定にあたっては、特に優れている項目を見たいわけでないので、総合的に点数の差がつきやすいように、「特に」の部分は外してもよいと思う。

●事務局

御意見を踏まえ、そのように修正する。

○委員

最低何点以上でないといけないという点数は決めているのか？

●事務局

決めていない。前回の選定部会の際も同様の議論はあったが、特段定めなかった経緯がある。

○委員

数十程度の応募が見込まれるようであれば、絞り込みを行う意味でも設けても良いかと思うが、例年1事業者からしか応募がない状況を踏まえると不要なのではないか？

●事務局

点数だけで事業者を決定するのではなく、今後、その事業者に4年間の講習を任せることが妥当なのか、という視点で議論し選定していただければと考えている。

○委員

確かに、点数で機械的に決めるのではなく、プレゼンテーションの内容等々を総合して、今後4年間、その事業者に託すことができるのかを考えることが重要であると思う。

●事務局

前回は選定部会の御意見を踏まえ、付帯決議のような形を取った。今回もそのようなイメージで、選定にあたり、事業者に付帯条件を付けることは可能かと思う。選定後も、京都市は講習会の実施状況等を管理する責務があるので、部会での御意見を踏まえ、適切な講習会の実施につなげてまいりたい。

○委員

他に御質問が無ければ、この方法で公募を進めたいと思うが、皆様よろしいか。

○一同

異議なし。

○委員

では、必要な修正を行ったうえで公募を進めていただきたいと思います。

次回の部会は応募事業者によるプレゼンテーションを予定している。応募事業者の運営状況や財務状況等を確認することも想定されるため、次回の部会は非公開としたいと考えるが、いかがか。

○一同

異議なし。

○委員

それでは、次回の部会は非公開として進めていく。
他に御意見や御質問等はないか。

○委員

今後のことになるが、実績が十分にある事業者のみの申請であった場合の選定を書類審査のみにするのも良いのではないかと思うが、どうか？

○委員

その意見はもっともだが、書類審査のみで惰性になってしまわないか懸念される。公平性や講習会の内容を担保するためにも、事業者によるプレゼンテーションや質疑応答は必要ではないかと思う。

○委員

新型コロナウイルスの感染が拡大している現在の状況を踏まえ、会場でのコロナ対策を含めた衛生管理についての基準を盛り込むことも良いかと思う。新型コロナウイルスの感染が収束しても、今後他の感染症が発生する可能性もある。

○委員

今年は講習会の受け入れ人数を減らしているのか？

●事務局

今年は、会場側が定員の半分に人数を制限しているということもあり、密を避けて実施しているところである。

○委員

基準として盛り込まずとも、今度のプレゼンテーションの際にそういった内容を質問しても良いのではないか？

●事務局

項目として挙げていない内容であっても、直接確認していただくことは可能である。

○委員

他に御意見、御質問等はよろしいか。

○一同

特になし。

●事務局

では、本日の御意見を踏まえ、必要な修正を行ったうえで公募の準備を進めていく。

(以上)